

《課税事業者の皆様》

○ インボイス制度（適格請求書等保存方式）とは

- 令和5年10月1日からインボイス制度が開始されます。
 - ※ 制度開始時である令和5年10月1日からインボイスを発行するためには、原則として、令和5年3月31日までに登録申請を行う必要があります。
- 買手は、仕入税額控除の適用のために、原則として、売手から交付されたインボイス（適格請求書）を保存する必要があります。
- 売手としてインボイスを発行して、得意先である買手が控除を行えるようにするためには、インボイス発行事業者としての登録を受ける必要があります。
 - ※ インボイス（適格請求書）は、「売手が買手に正確な適用税率や消費税額等を伝える」ために交付される書類であり、現在お使いの請求書等に、登録番号や消費税額等を追加したものがインボイスとなります。

売手
(自社)買手の求めに応じインボイスを交付
※ 事前にインボイス発行事業者の登録申請が必要買手
(得意先)インボイスを保存して
仕入税額控除を適用

○ インボイス制度開始のための周知・広報

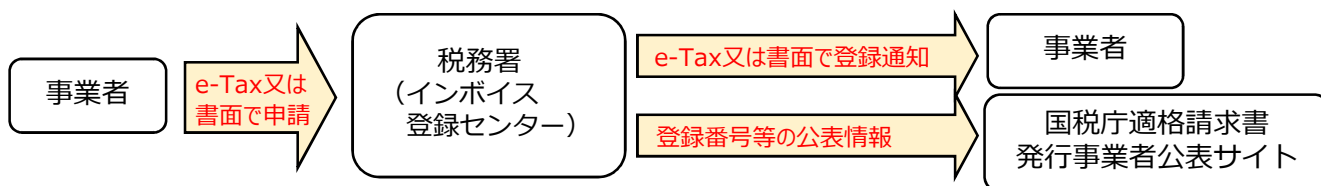
- 国税当局では、準備の第一歩として、インボイス発行事業者の早期の登録申請をご案内しています。
 - ※ 登録後に取引先に連絡するなど準備する期間も必要になりますので、早めの登録申請をお勧めしています。
- 取引先との準備を進めるに当たっては、売手及び買手との事前準備を説明した動画を国税庁動画チャンネルに掲載していますので、ご参考としてください。

国税庁動画
チャンネル

○ インボイス発行事業者の登録の効果及び留意すべき事項

区分	登録	効果	留意すべき事項
課税事業者	する	インボイスを交付できる (取引先(得意先)は控除できる)	現在使用されている請求書等をインボイスに対応したものとすることが必要
	しない	インボイスを交付できない (取引先(得意先)は控除できない)	取引先(得意先)が控除できなくなり、取引先(得意先)の損益に影響が生じる可能性あり ※ ただし、一定期間は控除が認められる経過措置あり

○ インボイス発行のための準備 (① 登録申請)



- ※ 登録申請書を提出してから登録番号が通知されるまで一定の期間が必要です。
 ⇒ 制度対応のためには、事前の準備(具体例は以下②)が必要になります。
 まずは、準備の第一歩として登録を早期に行い、取引先との相談を始めることをお勧めします。

○ インボイス発行のための準備 (② 取引先との準備など)

「売手」として又は「買手」として、いずれの場合も取引先に連絡し、何をインボイスとするか(請求書等の様式や記載事項等)、その交付方法等について、事前に認識を共有することが必要です。

売手として

- ・ 取引先(売上先)には、登録を受けた旨(登録番号)を連絡(何をインボイスとするか、その交付方法等について認識を共有)
- ・ 取引ごとによどのような書類を交付しているかの確認(交付している書類等につきどう見直せばインボイスになるかの検討)
- ・ インボイスの写しの保存方法や売上税額の計算方法の検討

買手として

- ・ 取引先(仕入先)には、インボイス発行事業者の登録予定の有無を確認
- ・ 受け取った請求書等をどのように保存、管理するかの検討(請求書等を登録番号のありなしで区分して管理・記帳ができるようにすることが重要)
- ・ 帳簿への記載方法や仕入税額の計算方法の検討